

# 中国土地改良 調査管理事務所ガイド

～豊かな農村資源を次世代に～



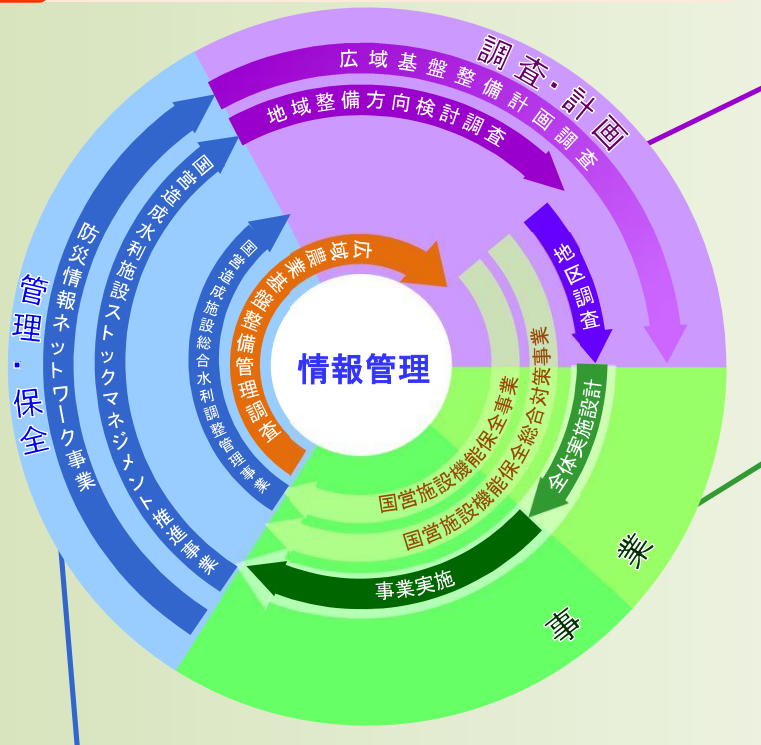
誰もが住んでみたい村に  
農業農村整備

令和 5 年 4 月

農林水産省

# 1. 調査管理事務所の業務内容

## 1 国営土地改良事業の実施フロー



・基幹的な農業水利施設の補修・補強・更新、大規模な農地の整備などの要望がある地域で、調査・計画を行います。



・国営施設機能保全事業は、国が造成した基幹的水利施設を対象に施設の機能を長期にわたり保全する計画を策定して長寿命化対策を実施します。  
 ・国営施設機能保全総合対策事業は、不測の事態が発生した国が造成した基幹的水利施設を対象に、突発事故等の不測の事態の発生やリスクがある場合、老朽化等により機能低下がみられる場合等において必要な調査及び調査結果に基づく施設の機能を保全するための整備等を実施します。  
 ・調査・計画を基に、工事計画にかかる設計や事業費の積算などを行う全体実施設計に基づき、事業を実施します。

### 1 「防災情報ネットワークの整備



【パソコンで状況確認】



【監視カメラ画像】

・ダム頭首工などの貯水量や雨量などの防災情報を、収集・分析・共有し、被災や地域被害を未然に防止する情報ネットワークシステムの整備を進めています。

### 3 必要な農業用水の確保（水利権の更新）

・国営土地改良事業完了地区において、農地や農業用水の利用状況などを調査し、地域の農業ビジョンや営農計画を踏まえ、必要な農業用水の量を算定して、水利権の更新を行います。

### 2 スtockマネジメント推進事業



・基幹的農業水利施設の長寿命化のための施設の診断、劣化予測、評価手法の確立など技術の高度化を図ります。  
 また、機能診断、機能保全計画の作成を行い、効率的な保全を行います。



【消費水量の調査】



【河川管理者と協議】

## 2 その他

### 1 土地改良区の支援

・農業用施設に急な漏水や落雷等の突発事故等が発生したときは、農業用水の通水や営農に支障が生じないよう、原因調査や対策などを検討し、施設管理者（土地改良区など）に迅速かつ適切に支援を行います。



【小学生に農業用施設の説明】



【事後評価の様子】

### 2 地域貢献

・農業用施設の見学や水路沿線ウォーキングなどを通じて農業の大切さや多面的機能の重要性を広報するとともに、地元の土地改良区などとの交流を通じて地域に貢献します。  
 また、農業農村振興の一助となるよう、情報提供や活動内容の提案をします。



【地すべり被害の確認】



【破損した施設の原因調査】

### 3 事後評価

・国営土地改良事業が完了した地区を対象として、事業実施による効果及び利用状況の評価（事後評価）を行い、事業が果たしている役割等の検証を行います。



## 2. 中国地方の概要

### 1 中国地方の特色

中国地方は、中央部を中国山地が縦断しており、積雪のみられる日本海側と温暖で降水量の少ない瀬戸内沿岸に大別され、気象条件が大きく異なっています。

また、中国地域においては、平野の外周から山間に至る中山間地域(※)の割合が国土総面積において全国平均が73%に対し、中国四国地域は85%と大きく上回っています。このため、高齢化、過疎化、耕作放棄地の増加、野生鳥獣による農作物被害などの問題に直面しています。

しかしながら、この多様な気象条件や比較的大消費地に近いという立地条件を生かして、稲作をはじめ畜産、野菜、果樹など多彩な農業生産活動が展開されています。



(※)農業地域類型区分による:地域農業の構造を規定する基盤的な条件(耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等)に基づき旧市区町村を区分したもの

(※2)2020年農林業センサス

### 2 中国地方5県の産出額上位農作物(※米、畜産物を除く)

島根県		
品目	産出額	全国順位
ぶどう	29億円	10位
トマト	15億円	35位
ねぎ	9億円	36位

鳥取県		
品目	産出額	全国順位
日本なし	51億円	4位
ねぎ	40億円	10位
すいか	38億円	4位



山口県		
品目	産出額	全国順位
いちご	23億円	23位
ねぎ	18億円	23位
みかん	18億円	18位

広島県		
品目	産出額	全国順位
みかん	44億円	9位
トマト	39億円	17位
ねぎ	39億円	11位

岡山県		
品目	産出額	全国順位
ぶどう	210億円	3位
もも	51億円	5位
トマト	20億円	29位

※産出額上位のほか、全国生産量の半分以上を占めている広島県のレモンがあります。

資料:農林水産省「令和3年生産農業所得統計」

# ◇水利権と河川協議

## 1 河川の水を利用するには許可が必要

河川の水を農業用水として利用する場合には、**河川法**により、河川管理者(国土交通大臣または県知事)の許可(河川流水の占用、河川区域内の土地の占用又は河川区域内の土地に工作物を新築・改築すること等)を受ける必要があります。

国営土地改良事業等の国が行う事業については、河川法に基づき農林水産省が河川管理者と協議して、河川管理者から**水利使用の同意**を得ています。

通常、これらを河川協議といっており、事業主体の水利計画・施設計画などについて詳細にわたって説明し、協議しなければなりません。

河川法に基づく**水利権**とは、このような協議を経て得られる水の権利で、特定の目的(かんがい用水など)のために河川の流水を独占的・継続的に利用するための権利です。



【写真】船上山ダムからの流水(鳥取県)



【写真】吉井川地区 大用水路(岡山県)

## 2 河川協議の事務の流れ

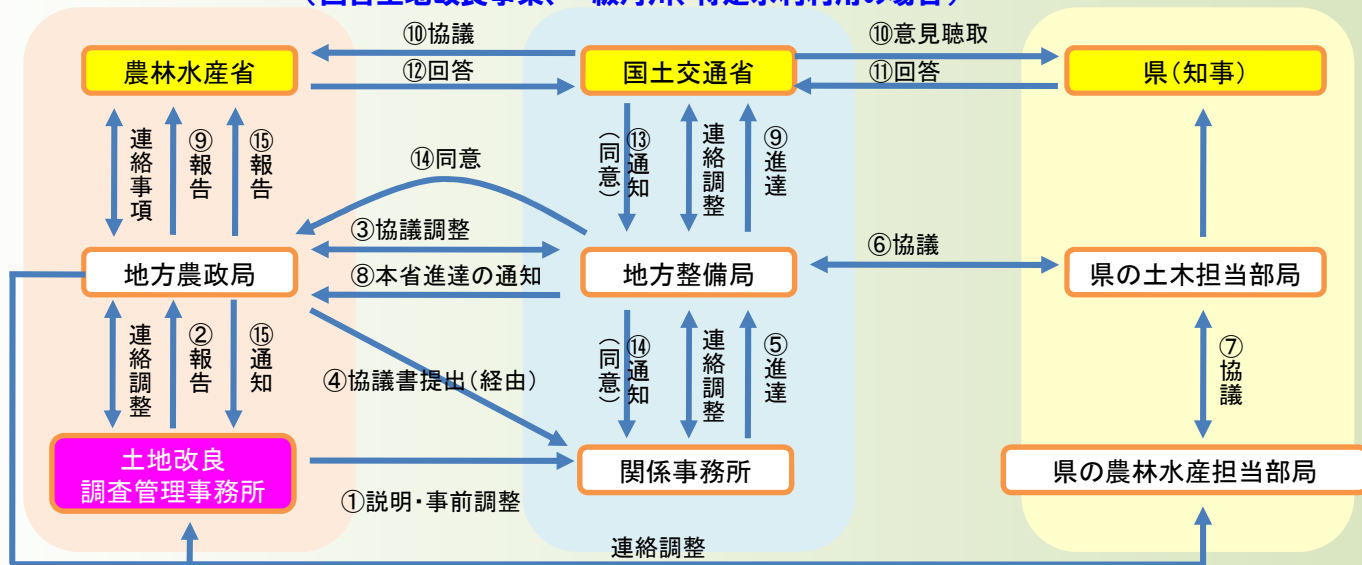
水は農業のみならず、国民生活及び経済活動等を行う上で、大変重要かつ基本的な資源です。この水資源を独占的、継続的に使用するための水利権を取得するためには、大変な時間と労力が必要です。

協議には、必要水量や河川からの取水可能量などの算定の裏付けとなる基礎調査を実施し、それらを基に緻密な水量の積

み上げが必要であるとともに河川水の取水、河川環境などについて検討が必要となります。

私たちが河川協議を行うにあたっては、土地改良区、JA、都道府県、農林水産省の関係者が密接に連携し、河川管理者に充分な説明を行うことを重点に取り組んでいます。

(国営土地改良事業、一級河川、特定水利利用の場合)

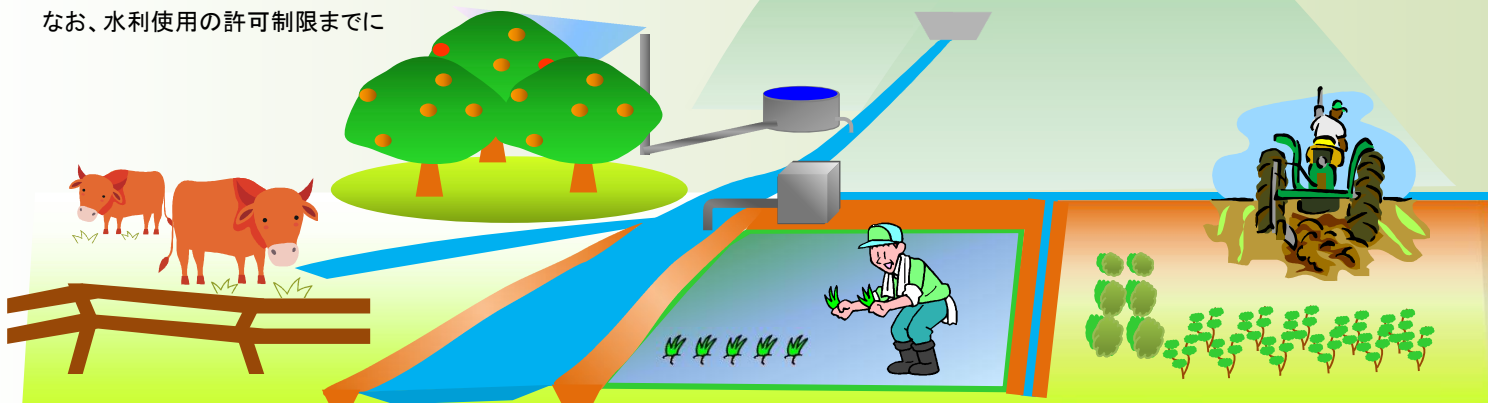


## 3 河川法に基づく水利用

水利使用の許可を得た場合、河川管理者が水利使用規則で最大取水量等を定めます。この水利使用に定められている目的や最大取水量等は適正に遵守しなければなりません。

なお、水利使用の許可制限までに

更新手続きを行うこととなりますが、営農作物の大幅な変更、新しいかんがい技術の導入により、かんがい用水が大きく変更する場合など、利用する農業用水が大きく変わるときにも、河川協議が必要となります。



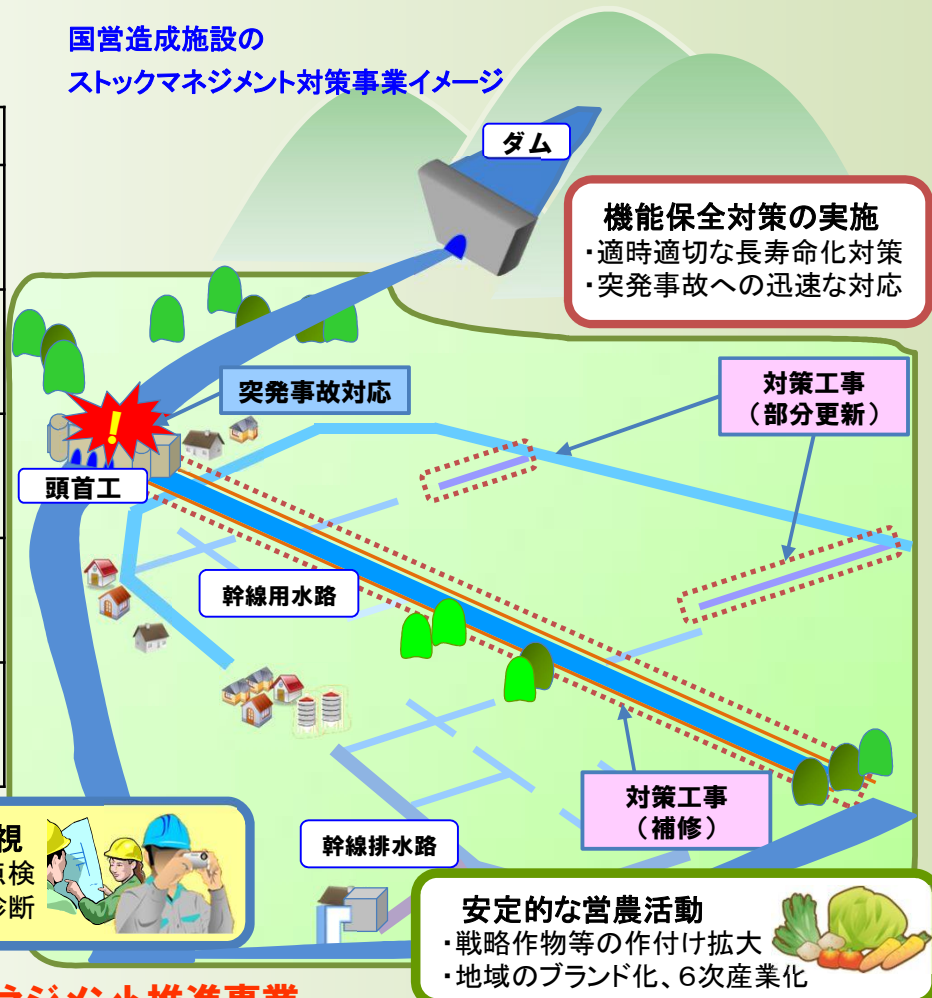
# ◇国営造成施設に対するストックマネジメントの取組

## 1 国営造成施設のストックマネジメントに対する制度の体系と事業の実施イメージ

国営造成施設の  
ストックマネジメント対策事業の体系

区分			対応事業制度
ストック マネジメント	ソフト	機能診断	国営造成水利施設 ストックマネジメント推進事業
	ハード	予防保全	H23～ 国営施設機能保全事業 国営かんがい排水事業 (施設整備事業)
		事後保全	H23～ 特別監視制度 H24～ 国営施設応急対策事業 R4～ 国営施設機能保全総合対策事業
突発事故			R1～ 土地改良施設突発事故 復旧事業
機能向上・変更			国営かんがい排水事業 特別監視制度

国営造成施設の  
ストックマネジメント対策事業イメージ



## 2 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業水利施設を対象に①機能保全計画策定事業、②技術高度化事業、③権利設定等事業を実施

- ① 機能保全計画の策定(施設の現況調査、機能診断、構造物の監視、機能保全計画の策定)と施設管理者に対する指導・助言
- ② 破損事故等の要因調査、診断技術の適用と評価、対策工法の適用と評価、リスク評価の実証調査を実施
- ③ 国営造成施設の保全に係る権利の設定の実施

## 3 国営施設機能保全事業

国が造成した基幹的水利施設等を対象に、施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策として、補修・補強等を実施

- ① 施設の長寿命化に関する計画(施設長寿命化計画)を策定
- ② 策定された施設長寿命化計画に基づき、補修・補強等を実施

## 4 国営施設機能保全総合対策事業

国が造成した基幹的水利施設等を対象に、突発事故等の不測の事態の発生や不測の事態のリスクがある場合、老朽化等により機能低下がみられる場合等において必要な調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能を保全するための整備等を実施

- ① 突発事故の発生原因の究明調査、機能診断、耐震性の点検・調査を実施
- ② 原因究明の結果、耐震性の点検・調査結果等を踏まえ、応急工事、災害復旧事業等の計画を作成
- ③ 計画に基づき、突発事故復旧事業、災害復旧事業、施設機能保全事業の実施